

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京共通電力準備書面(44)

(中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償の充当に係る反論)

令和7年7月10日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



第1 はじめに

原告番号57は、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償（以下、単に「追加賠償」ということがある。）を受領しているところ、受領した賠償金は、まず、事故日から支払日までの遅延損害金に充当し、その残額を元本に充当するとの意思表示を行うと主張している（個別準備書面（世帯番号57）（3））。

しかしながら、原告番号57の上記主張は、原告らの従前の主張と矛盾するものであって失当である。すなわち、原告らは、慰謝料及び避難生活に伴う客観的損害（財産的損害）の総計額は、被告東京電力の既払金を差し引いても1500万円をくだらないとし（訴状111～112頁（一次訴訟））、1500万円に弁護士費用150万円を加えた1650万円、又は1500万円のうちの100万円に弁護士費用10万円を加えた110万円について、本件事故のあった平成23年3月11日からの遅延損害金を請求している（訴状の請求の趣旨）。このような原告らの請求内容は、訴訟提起時から一切変わっていない。原告らは、本件事故による損害の元本に被告東京電力の既払金を充当されることを前提として遅延損害金を請求しているのであるから、追加賠償のみ遅延損害金から充当されるという主張は、原告らの本訴請求の内容とは矛盾しており理由がない。

また、かかる原告番号57の主張は、平成29年法律第44号による改正前の民法488条（現行民法488条に対応するもの）により追加賠償分の受領額を遅延損害金に充当する旨指定すると主張しているものと解されるところ、元本と遅延損害金との間の充当関係について民法488条の準用はないから（磯村哲編『注釈民法（12）債権（3）』（有斐閣、1970年）225頁〔山下末人執筆部分〕）、それ自体失当である。

さらに、弁済の充当に関する民法の定め（平成29年法律第44号による改正前の民法488条～491条）は、いずれも任意規定であり、合意による充当がない場合に適用されるのであって（磯村哲編『注釈民法（12）債権（3）』207頁〔山下末人執筆部分〕）、弁済の充当について合意がある場合には、その

適用は排除され、充当合意の内容に従うこととなる。しかるところ、中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償は、これまでの中間指針等を踏まえた直接請求手続による賠償と同様に、被告東京電力がどのような損害項目に対し、どのような対象期間及び損害額を賠償するかを予めプレスリリースにより明示的に公表し、プレスリリースにより公表された賠償内容に基づく請求書式により請求者からの請求を受け、かかる内容に関する請求者との合意が成立する場合に、中間指針第五次追補又はプレスリリースが賠償対象としている損害の元本について支払うことを内容とするものであり（乙D共619、627、761、762を各ご参照。）、このような裁判外での賠償金の支払の内容及び支払額の充当関係は、あくまで「被告東京電力と当該原告らは、裁判外でいかなる賠償金を受領することに合意したのか」（「裁判外で成立した賠償合意の内容」という観点から判断されなければならない。

この点について、被告東京電力は、本件訴訟の原告らのうち、各別紙「原告番号」及び「氏名」欄記載の原告ら（以下「追加賠償受領者」という。）に対し、裁判外の直接請求手続又はADR手続を通じて、それぞれ、追加賠償として別紙の各「金額」欄記載の各金員を支払っている。

そこで、以下では、裁判外における原告らに対する「中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償」に係る賠償合意の内容について書証に基づいて説明することとし、具体的には、以下の第2において「直接請求手続」に基づいて支払った場合の賠償合意の内容を説明することにより、追加賠償に係る裁判外の賠償合意では、被告東京電力が当該賠償金受領者である原告らとの間で、当該賠償金を中間指針第五次追補で定められた精神的損害の各元本に充当するものとして支払う旨合意していることを明らかにする。

第2 直接請求手続における「中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償」の内容

1 中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償

中間指針第五次追補（乙D共619）は、①過酷避難状況による精神的損害として30万円又は15万円、②帰還困難区域等の避難費用及び日常生活阻害慰謝料として850万円、③生活基盤喪失による精神的損害として700万円、生活基盤変容による精神的損害として250万円又は50万円、④相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害として60万円又は30万円、⑤精神的損害の増額事由に応じて月額3万円若しくは月額1万円又は一時金30万円、⑥自主的避難等対象者のうち、子供及び妊婦以外の者の自主的避難等に係る損害として20万円、⑦避難指示等対象区域内の住民が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の自主的避難等に係る損害として20万円又は10万円として、賠償すべき精神的損害等の内容と損害額の元本額の指針を示している（被告東京電力共通準備書面（38））。

2 被告東京電力による中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償の公表

中間指針第五次追補の策定を受けて、被告東京電力においては、これを踏まえた裁判外での直接請求手続を通じた賠償を行うこととし、令和5年1月31日に「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（乙D共627）を、また同年3月27日に「中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」（乙D共760）を公表した。

かかる公表において、被告東京電力は、賠償の対象となる各損害について、それぞれの対象者、対象期間及び精神的損害等の損害額を具体的に明示しており、中間指針第五次追補等を踏まえた損害の元本額を賠償する旨を明示している。

その上で、請求対象者の方々が実際に公表に係る精神的損害の賠償請求を行うための書面を送付し、又はWEB上で請求するためのWEBサイトのフォーマットを用意して、被告東京電力による裁判外の上記の賠償提示に合意した請求者に対して、上記内容の損害元本の賠償を行っているものである。

次項では、追加賠償受領者との間の個々の賠償合意の成立について、請求方式ごとに説明する。

3 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償における請求者と被告東京電力との間の合意の内容

(1) 書面方式①

書面方式①は、これまでの直接請求手続の仕組みと同じく、書面による請求手続である。

まず、請求者は、請求書に必要事項を記入して、被告東京電力に送付する。次に、被告東京電力は、請求書の内容を確認した上で、請求者に対し、「書類送付のご案内」と題する書面とともに、お支払い明細書、合意書、合意書（控え）、返信用封筒を同封して送付する。そして、請求者は、これらの書類の内容を確認して合意書に署名し、被告東京電力へ返送する。最後に、被告東京電力は、かかる合意に基づいて請求者に対して追加賠償に係る支払を実施するものである。

そして、かかる請求書には「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償」と明記されており、また、請求の対象となる損害及びその額が明記され、請求の対象が中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の損害元本であることが明示されている（乙D共761に含まれる各請求書）。

その上で、被告東京電力が請求者に対して送付する合意書には「お支払い明細書に記載の賠償内容」につき合意する旨の記載があり、お支払い明細書には追加賠償分の損害元本が支払われる旨が明記されている（乙D共761に含まれる各合意書）。請求者が、かかる合意書及びお支払い明細書の内容を確認の上で、合意書に署名してこれを被告東京電力へ返送することによって、追加賠償が行われる。

賠償金 ご請求書

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償

Aa

過酷避難状況による精神的損害

●本件事故時点の生活の本拠が、福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあった方で避難をされた方

●放射線に関する情報が不足する中で、被ばくの不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、慥の身軀のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的損害

●本件事故発生から6ヶ月間

●お1人につき300,000円

お支払い明細書

【1. 今回の算定額①の明細】

賠償項目 避難生活等による精神的損害

代表者さま	株	(賠償対象期間 平成29年 6月 1日～平成30年 3月31日)	1,000,000円
委任者さま	株	(賠償対象期間 平成29年 6月 1日～平成30年 3月31日)	900,000円
合計			1,900,000円

賠償項目 過酷避難状況による精神的損害

代表者さま	株	300,000円
委任者さま	株	300,000円
合計		600,000円

賠償項目 自主避難等に係る損害 (追加賠償: 避難等対象区域)

代表者さま	株	(賠償対象期間 平成**年**月**日～平成**年**月**日)	200,000円
委任者さま	株	(賠償対象期間 平成**年**月**日～平成**年**月**日)	200,000円
合計			400,000円

今回の算定額① 合計 2,900,000円

このように、請求者は、請求の対象が中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の損害元本であることを内容とする請求書を被告東京電力に提出し、これを受けた被告東京電力において、同じく損害元本として追加賠償を支払う旨を明記した合意書及びお支払い明細書を請求者に送付し、これに請求者が署名をすることによって追加賠償に係る合意が成立するのであるから、請求者と被告東京電力の間には、その合意内容として、追加賠償の支払を本件事故時に遡って損害元本に充当する旨の合意が成立しているものであることが明らかである。

(2) 書面方式②

書面方式②は、書面による請求手続という点では書面方式①と同様であるが、手続が簡略化されているものである。

これは、自主的避難等に係る損害の追加賠償の大部分が定型的に自主的避難等対象者（子供及び妊婦以外）につき 8 万円、又は、福島県県南地域及び宮城県伊具郡丸森町の居住者（子供及び妊婦以外）につき 6 万円を支払うものとなるため、かかる支払を念頭に置いた簡易的な請求方式が特に設けられたものである。

すなわち、請求者は、請求書と合意書を兼ねた「賠償金ご請求書兼合意書」を被告東京電力へ提出すれば足り、被告東京電力はその内容を確認して不備がなければ支払を行い、かかる支払をもって合意が成立する（乙D共761の資料番号1、11、30～34、47、54～56、59、60、64、73～76、82（以下、あわせて「本資料」という。）に含まれる各請求書兼合意書の1枚目「代表者および委任者は本請求書の内容をもって合意することを了承し、東京電力ホールディングス株式会社は本請求書および委任書等の内容を確認できた場合にはこれに合意のうえ、当該金額を代表者が指定した口座へ振り込むこと」））。

そして、かかる請求書兼合意書には「自主的避難等に係る損害（中間指針第

五次追補等を踏まえた追加のお支払い) 賠償金ご請求書兼合意書」と明記されており(本資料に含まれる各請求書兼合意書・各1枚目)、また、支払の対象に関しても「自主的避難等に係る損害として、お一人につき200,000円と既にお支払い済みの金額120,000円の差額として80,000円をお支払いいたします」(自主的避難等対象者(子供及び妊婦以外)の場合)、あるいは、「自主的避難等に係る損害として、お一人につき100,000円と既にお支払い済みの金額40,000円の差額として60,000円をお支払いいたします」(福島県県南地域及び宮城県伊具郡丸森町の居住者(子供及び妊婦以外)の場合)と明記されていて、請求の対象が中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の損害元本8万円又は6万円であることが明示されている。

東京電力ホールディングス株式会社 宛		1/2	F3
自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補等を踏まえた追加のお支払い)賠償金ご請求書兼合意書			
世帯の代表者(代表請求者兼代表受領者)および委任係に記載した各委任者は、下記の事項に同意の上、自主的避難等に係る賠償金について、下記振込口座への支払を請求します。			
●自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補等を踏まえた追加のお支払い)について、代表者および委任者は本請求書の内容をもって合意することを了承し、東京電力ホールディングス株式会社は本請求書および委任書等の内容を電頭できなかった場合にはこれに合意のうえ、当該金額を代表者が指定した口座へ振り込むこと			
世帯の代表者(代表請求者)さま		ご記入日 令和 年 月 日	
必ずご署名ください			
お名前	ご請求者さまの情報		
生年月日	※過去にご請求いただいた際の情報を印字させていただいております(今回の追加賠償の対象とならない方は印字していません)。		
被災されたご住所	※お名前が弊社システムで適切に表示できない場合は、誠に恐縮ですが一部を「カナ」表記で印字させていただいております。		
郵送先住所	◎お支払いする金額 自主的避難等に係る損害として、お一人につき200,000円と既にお支払い済みの金額120,000円の差額として80,000円をお支払いいたします。		
連絡先	「自主的避難等に係る損害」をご請求される場合はご署名欄にお名前を記入していただき、お支払い金額欄にチェック回を入れてください。		
	◎ご家族構成状況 ご家族構成状況欄の該当する項目にチェック回を入れてください。 -代表者さまが委任を受けご請求をされる場合は、「家族構成に変更なし」にチェックを入れてください。 -個別のお支払いをご希望される場合や委任を受けられない場合は、「世帯変更(別世帯)された」にチェックを入れてください。 -お亡くなりになっている場合は、「お亡くなりになられた」にチェックを入れてください。 ※「世帯変更(別世帯)された」「お亡くなりになられた」を選択いただいた場合は、内容のご確認の連絡をさせていただきますので、ご了承ください。		

このように、書面方式②においても、請求者と被告東京電力の間には、その合意内容として、追加賠償の支払を本件事故時に遡って損害元本に充当する旨の合意が成立しているものであることが明らかである。

(3) WEB方式

被告東京電力は、追加賠償の実施にあたって、従来の書面方式による請求手続に加えて、インターネットを活用したWEB方式による請求手続も整備している。

WEB方式では、まず、請求者が「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」と題する特設サイト（乙D共762）から請求受付専用サイトにアクセスする。請求受付専用サイトへのアクセスにあたっては、あらかじめ「【中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償に関するウェブ請求受付システム】利用規約」が表示され、請求者は、かかる利用規約の内容を確認の上で「上記注意事項について同意しました」にチェックを入れて「次へ」を選択することで、請求受付専用サイトへ遷移する（乙D共763）。

請求受付専用サイトでは、本人認証、電子メールアドレスの登録、連絡先・郵送先住所・世帯情報といった必要情報の確認、変更を行う。その上で「請求受付開始」画面より「賠償内容のお知らせ」へと進むことができる（乙D共764・6～15頁）。

「賠償内容のお知らせ」画面では、被告東京電力が把握している請求者の本件事故時住所等の情報に基づいて、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の「ご請求金額」及び「賠償金額」が表示される。また、「賠償内容のお知らせ」画面の青字の賠償金額をクリックすることで、「賠償金額の詳細」画面に移動し、さらに、「賠償金額の詳細」画面の赤字の賠償項目名をクリックすることで、「賠償項目の説明」画面に移動し、追加賠償の具体的な項目名、対象者、対象となる損害、賠償対象期間、賠償金額についての詳細が表示される（乙

D共764・16～18頁）。

賠償内容のお知らせ		賠償金額の詳細	
請求内容は下記の通りです。 内容にご了解いただける場合は、「ご請求内容を確認してください。」		東電 太郎 ご請求者さま別金額 1,300,000円 - 避難等対象区域のご請求者さま 賠償内容のお知らせ画面でご請求金額が「*****」と表示されているご請求者さまにつきましては、<u>上記金額に加え、今後のご請求内容およびこれまでのご請求実績に基づき賠償金額を算定させていただきます。</u> 賠償金額の詳細につきましては、<u>後日送付いたします合算書をご確認ください。</u> - 自主的避難等対象区域及び 福島県避難地域、宮城県丸森町のご請求者さま 賠償内容のお知らせ画面でご請求金額が「*****」と表示されているご請求者さまにつきましては、従前にお示した賠償内容から変更がないため、追加のお支払いはございません。	
ご請求金額 80,000円 ご請求者さま別の賠償金額 東電 太郎 80,000円 東電 花子 *****		賠償項目 1. 避難避難状況による精神的損害	
賠償項目の説明 賠償項目名 避難避難状況による精神的損害 対象となる方 (1) 本件事故発生時点の生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあった方で避難をされた方 (2) 本件事故発生時点の生活の本拠が福島第二原子力発電所から半径8km～半径16kmまでの区域にあった方で避難をされた方かつ、上記(1)に該当しない方 対象となる損害 放射線に関する情報が不足する中で、様々な不安と、今後の健康に関する見通しを示されない不安を抱きつつ、暮の身重のままとるものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的損害 賠償対象期間 (1) 本件事故発生から6ヶ月間 (2) 避難指示が出されていた期間（本件事故発生から2ヶ月間） 賠償金額 (1) お一人につき300,000円 (2) お一人につき150,000円		賠償対象期間 平成23年3月11日～平成23年8月31日 賠償金額 300,000円 避難生活等による精神的損害 賠償対象期間 平成29年6月1日～平成30年3月31日 賠償金額 1,000,000円 賠償内容のお知らせに戻る	

請求者が、上記「賠償内容のお知らせ」画面より請求を確定すると、追加賠償の請求受付が完了し、登録されたメールアドレスに受付完了メールが送信される（乙D共764・19頁）。以上をもって請求が完了する。

WEB方式においても、書面方式②と同様に、被告東京電力が賠償金の支払を行うことをもって追加賠償に係る合意が成立する。

このようなWEB方式においても、請求者は、請求受付専用サイトの「賠償内容のお知らせ」画面において、請求の対象が中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の損害元本であることを確認した上で請求を行い、これを受けた被告東京電力において、同じく損害元本として追加賠償を支払うことによって追加賠償に係る合意が成立するのであるから、請求者と被告東京電力の間には、その合意内容として、追加賠償の支払を本件事故時に遡って損害元本に充当する旨の合意が成立しているものであることが明らかである。

第3 結論

以上でみたとおり、原告らは、本件事故による損害の元本に被告東京電力の既払金を充当されることを前提として遅延損害金を請求しているのであるから、追加賠償のみ遅延損害金から充当されるという主張は、原告らの本訴請求内容とは矛盾しており理由がない。

また、原告番号57の主張は、平成29年法律第44号による改正前の民法488条（現行民法488条に対応するもの）により追加賠償分の受領額を遅延損害金に充当する旨指定すると主張しているものと解されるところ、元本と遅延損害金との間の充当関係について民法488条の準用はなく、それ自体失当である上、被告東京電力による裁判外の中間指針第五次追補に基づく追加賠償に係る裁判外の賠償合意において、上記のとおり、各追加賠償受領者と被告東京電力の間で、それぞれ追加賠償の支払を本件事故時に遡って各損害元本に充当する旨の合意が成立しているのである。

原告らが主張する弁済の充当に関する民法の定めは、いずれも任意規定であり、合意による充当がない場合に適用されるにすぎないものであって、弁済の充当について合意がある場合には、その適用は排除され、充当合意の内容に従うこととなるのであるから、上記で見たとおり、被告東京電力による裁判外の間中指針第五次追補に基づく追加賠償額は、かかる個々の合意に従い、本件事故時に遡って精神的損害等の元本に充当されるものであり、そのような合意がないかのように主張して、遅延損害金への優先充当を主張する原告らの主張には全く理由がない。

なお、充当に関する合意は明示・黙示を問わないところ、一般的には「充当についての黙示の合意を認定すべき場合が多い」とされ、「債権者が特定の債務の弁済を請求し、債務者がこれに応じて支払った場合（大決昭和3年3月30日新聞2854号15頁（利息の一部と元本の一部を請求した事例））だけでなく、債務者が特定の債務の弁済として提供したのを債権者が何の留保もなく受領したときにも、合意を認めるべき場合が多いであろう（大判昭和16年10月29日新聞4743号18頁（債務者が元本だけに相当する額を給付して債権者が異議なく受領した事例））」と説かれている（我妻栄『新訂・債権総論』292頁（岩波書店、1964年）。なお、前掲・磯村『注釈民法（12）債権（3）』208頁も「黙示の充当契約が認定されることが多い」とする。）¹。

¹ 本件事故に関する同種の集団訴訟においても、当該事件原告と被告東京電力との間では、直接請求手続における支払額を損害元本に充当する旨の黙示の合意が成立したとの認定がなされている。例えば、仙台地判令和2年8月11日（平成26年（ワ）第252号、同第1681号、平成27年（ワ）第1723号、平成28年（ワ）第753号）は、「原告らと被告東電との間では、被告東電による精神的損害に対する賠償は慰謝料の元本に充当され」との内容の黙示の合意が成立していると認めるのが相当であると説示し（169頁）、前掲仙台地判令和2年8月11日の控訴審判決である仙台高判令和6年3月18日（令和2年（ネ）第311号）も、前掲仙台地判令和2年8月11日の判断を引用して（10頁）、前掲仙台地判令和2年8月11日の判断を是認した。また、新潟地判令和3年6月2日（平成25年（ワ）第376号、平成26年（ワ）第134号、同第520号、平成28年（ワ）第71号）は、「中間指針等及び被告東電の公表賠償基準の内容等に加え、弁論の全趣旨を併せ考慮すれば、原告らと被告東電との間では、被告東電による精神的損害に対する賠償は慰謝料の元本に充当され」との内容の黙示の合意が成立していると認めることが相当であると説示し（592頁）、前掲新潟地判令和3年6月2日の控訴審判決である東京高判令和6年4月19日（令和3年（ネ）第3362号）も、一審原告らと一審被告東電との間の慰謝料の支払に関する元本充当の合意については原判決に記載のとおりと説示して（56頁）、前掲新潟地判令和3年6月2日の判断を是認した。

本件においても、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償をまず遅延損害金に充当し、その残額を元本に充当するという原告らの主張の当否については、「被告東京電力と当該原告らは、裁判外でいかなる賠償金を受領することに合意したのか」（「裁判外で成立した賠償合意の内容」）という観点から判断されなければならない、そして、この点については、本準備書面で述べたとおり、中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償は、これまでの直接請求手続による賠償と同様に、被告東京電力がどのような損害項目に対し、どのような対象期間及び損害額を賠償するかを予めプレスリリースにより明示的に公表し、プレスリリースにより公表された賠償内容に基づく請求書式により請求者からの請求を受け、かかる内容に関する請求者との合意が成立する場合に、中間指針第五次追補又はプレスリリースが賠償対象としている損害の元本について支払うことを内容とするものであり（乙D共619、627、761、762）、裁判外の賠償合意においては、上記のとおり、各追加賠償受領者と被告東京電力の間で、それぞれ中間指針第五次追補に基づく追加賠償の支払を本件事故時に遡って損害元本に充当する旨の合意が成立していると十分に認められる（乙D共762）。

したがって、追加賠償分の支払いが本件訴訟で賠償を求める損害について発生する遅延損害金から先に充当されるべきであるとの原告らの主張は、原告らの本訴請求の内容とは矛盾し、元本と遅延損害金との間の充当関係について民法488条の準用はなくそれ自体失当である上、本準備書面で明らかにした当該賠償に係る上記各賠償合意を全く顧みないでなされたものというほかなく、失当である。

以 上